

火災予防上の命令を受けている対象物

(令和3年2月22日 現在)

1	対象物の所在地	桑名市多度町柚井1799番地
	対象物の名称	鯉料理 大黒屋
	命令を受けた者の氏名	蒔田 誠治
	命令事項	平成31年(2019年)6月8日までに、上記対象物の全体に消防法令で定める技術上の基準に従って自動火災報知設備を設置すること。
	命令日	平成31年3月8日
	命令者	桑名市消防長

以上

※ 命令後においても、引き続き履行を促しています。